

大分県森林環境税報告書

～第4期の検証と今後のあり方～

令和7年8月

大分県森林づくり委員会

目 次

はじめに	1
第1章 大分県の森林の概要	2
第2章 大分県森林環境税の経緯	3
第3章 大分県森林環境税の制度	
1 税制の概要	4
2 税収の状況	5
3 税収の管理	5
第4章 第4期大分県森林環境税活用事業の検証	6
I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり	7
II 森林資源の循環利用による地域活性化	11
III 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組	13
第5章 大分県森林環境税についての県民の意識	
1 個人を対象にした調査結果	18
2 法人を対象にした調査結果	18
3 用途への要望	19
第6章 大分県の森林・林業を取り巻く状況と課題	
1 森林・林業や社会を取り巻く状況	20
2 国の森林環境税の導入	21
3 大分県森林環境税を活用して取組むべき課題と対応方針	22
第7章 大分県森林環境税の今後のあり方について	
1 税制度の継続について	24
2 第5期大分県森林環境税の取組について	25

はじめに

大分県は、県民の理解と協力のもと、「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」を推進する財源を確保するため、5年を1期とする「大分県森林環境税」を平成18年度に導入しました。以来、税を活用した森づくりを推進しており、第4期（令和3～7年度）は「県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり」、「森林資源の循環利用による地域活性化」、「森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組」の3つの柱に基づく施策を展開しています。

また、税の適正な運用を図るために、学識経験者や林業関係者、漁業、消費者、企業等の幅広い分野から選定された委員16名で構成する「大分県森林づくり委員会」を設置し、事業の成果や税の検証等について調査審議を行っています。

第4期の最終年度を迎えるにあたり、昨年度から委員会を5回開催し、税活用事業の成果検証を行うとともに、県民意識調査結果の分析、事業実施後に残された課題の整理等の審議を行いました。審議の中では、税額の妥当性や森林・林業教育のさらなる推進、広報活動の改善の必要性、国の森林環境税との違いの明確化、県の森林環境税の名称の検討が必要等の意見がありました。

その結果、委員会の総意として「大分県森林環境税を継続し、今後も森林環境の保全に係る課題解決に向けた取り組みに活用していくことが望ましい」という結論に至りました。

本報告書は、「大分県森林づくり委員会」における、こうした審議内容をまとめたものです。

森林資源の利用が進む一方、多発する自然災害や地球温暖化等の環境問題が深刻化しており、森林が有する多面的機能への期待はますます高まっています。今後も大分県森林環境税を活用した事業が効果的に展開されることで、森林の保全や森林を育む豊かな心を持つ人づくりが推進され、未来永劫、大分県の豊かな森林の恩恵を享受できることを望みます。

令和7年8月

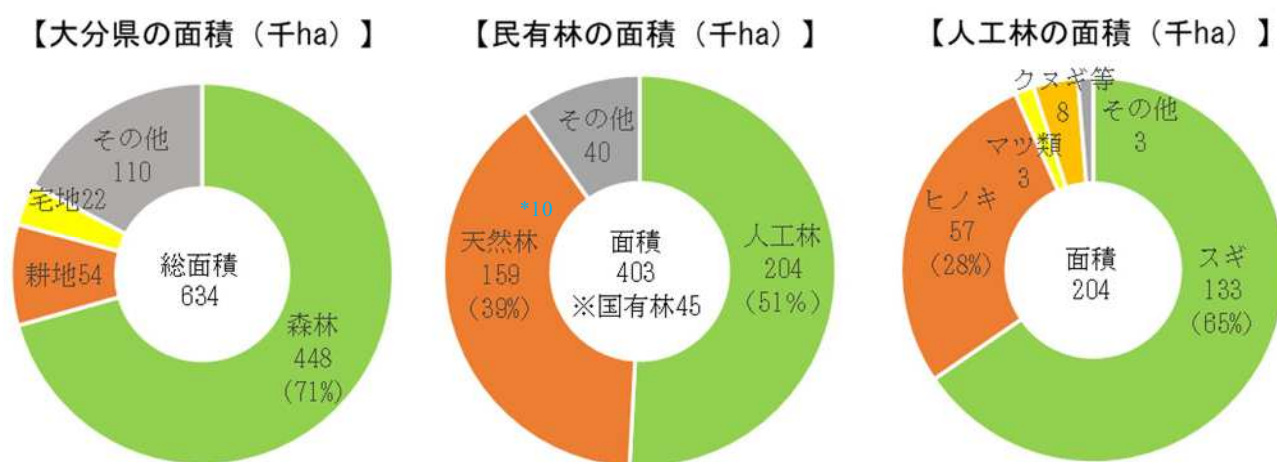
大分県森林づくり委員会

委員長 林 浩昭

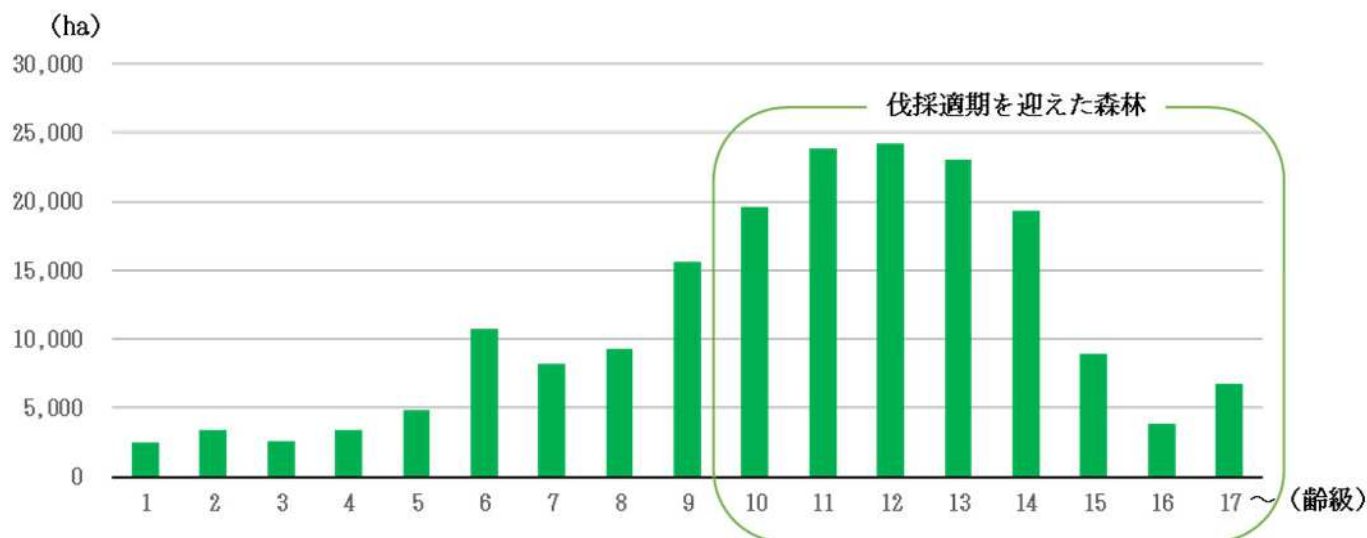
第1章 大分県の森林の概要

大分県の令和5年度の森林面積は448千haで県土の71%を占めている。そのうち民有林^{*1}は403千haであり、人工林^{*2}が204千haと民有林面積の51%を占め、林業・木材産業^{*3}の発展に寄与している。人工林の多くが戦後の拡大造林^{*4}によって植栽^{*5}されたスギやヒノキである。それらの約60%は46年生以上の林齢^{*6}となっており、伐採適期を迎えている。なお、民有林の森林資源^{*7}の蓄積量は136,473千m³であり、そのうち人工林が112,937千m³と82%を占めている^{#1}。

また、大分県の令和4年度の民有林の造林^{*8}面積は1,006haで全国4位、素材^{*9}生産量は1,198千m³で全国5位となっており^{#2}、全国でも有数の林業県である。



【大分県の民有林のスギ・ヒノキの齢級^{*11}別面積】



第2章 大分県森林環境税の経緯

平成14年10月に九州地方知事会は森林整備^{*12}のための税制のあり方の研究を開始し、これと並行して、大分県では平成15年9月に「森林環境税に関する研究会」が設置され、森林環境税導入の検討が行われた。

これらを踏まえて、平成16年5月に学識経験者等で構成する「大分県森林環境税制懇話会」を設置し、森林環境税の意義や税収の使途などが議論された。税制懇話会は「森林保全のための既存施策を進める一方、新たな森づくり^{*13}を行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識の醸成を図るため、県民が等しく森づくりを支援する仕組みとして、森林環境税の創設が有効」と意見報告書を取りまとめ、知事に提出した。

この意見報告書を踏まえ、平成17年3月に「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」が公布され、平成18年4月1日から施行された。以来、大分県森林環境税は5年を一期として、「大分県森林づくり委員会」で成果を検証し、県民意見を聞いたうえで、継続されている。

なお、「大分県森林づくり委員会」は大分県森林環境税を活用した事業の成果やあり方の検証を行うことを目的に、平成18年に設置され、年3～4回開催している。これまで、第1～3期の最終年度に大分県森林環境税の成果の検証を行っており、その結果、「森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための施策が引き続き進められるべきである」との結論に至っている。

そして、第4期の継続にあたり大分県森林づくり委員会において、「大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ」を大テーマとして掲げ、豊富な森林資源を活用した特色のある森づくりと、次世代に豊かな森林を引き継ぐことを目的とし、次の三つの柱に沿った取組が望まれるとの結論を得て、大分県知事に「大分県森林環境税報告書」を提出した。

- ①県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり
- ②森林資源の循環利用^{*14}による地域活性化
- ③森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組

この報告書等を踏まえ、令和2年12月18日に関係条例が改正・施行され、第4期の大分県森林環境税が継続された。

第3章 大分県森林環境税の制度

1 税制の概要

大分県森林環境税は、県民税均等割の額に一定額を加算する県民税均等割超過課税方式を採用している。県民が広く薄く負担することから公平であり、既存の税制を活用しているため県民にわかりやすい簡素な税制となっている。

納税義務者及び税率は、以下のとおりである。

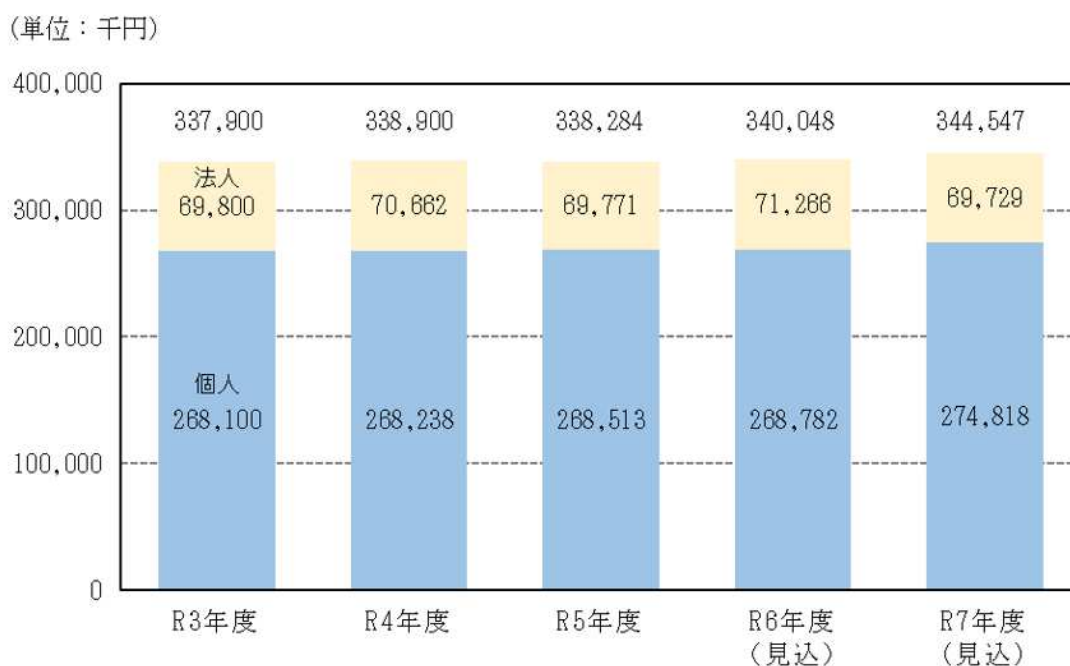
納 税 義 務 者	<p>1 個人</p> <p>①県内に住所を有する個人</p> <p>②県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村内に住所を有しない者</p> <p><非課税となる者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者 ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者 <p>2 法人</p> <p>①県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>②県内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所又は事業所を有しないもの</p>															
税 率 (年額)	<p>1 個人 500 円</p> <p>2 法人 法人県民税の均等割額の5%</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">森林環境税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">資 本 金 等 の 額</td> <td style="text-align: center;">1千万円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1千万円を超え1億円以下</td> <td style="text-align: center;">2,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1億円を超え10億円以下</td> <td style="text-align: center;">6,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10億円を超え50億円以下</td> <td style="text-align: center;">27,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50億円超</td> <td style="text-align: center;">40,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		法人の区分		森林環境税	資 本 金 等 の 額	1千万円以下	1,000 円	1千万円を超え1億円以下	2,500 円	1億円を超え10億円以下	6,500 円	10億円を超え50億円以下	27,000 円	50億円超	40,000 円
法人の区分		森林環境税														
資 本 金 等 の 額	1千万円以下	1,000 円														
	1千万円を超え1億円以下	2,500 円														
	1億円を超え10億円以下	6,500 円														
	10億円を超え50億円以下	27,000 円														
	50億円超	40,000 円														

2 税収の状況

大分県森林環境税の単年度税収は、令和3年度以降、個人は約2億7千万円、法人は約7千万円、合計約3億4千万円で推移しており、令和7年度までの5年間の税収は約17億円となる見込みである。

毎年安定した額の税収があることから、使途事業を計画的に進めるための財源となっている。

【税収の推移】



【納税義務者数と税収の状況】

(単位：千円)

年 度		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)	R3～6 年度 合計	R7 年度 (見込)
納 税 義務者数	個人(人)	544,506	543,719	546,243	551,299	2,185,767	551,268
	法人(社)	27,672	28,073	28,376	28,802	112,923	28,750
税 収	個人	268,100	268,238	268,513	268,782	1,073,633	274,818
	法人	69,800	70,662	69,771	71,266	281,499	69,729
	計	337,900	338,900	338,284	340,048	1,355,132	344,547

3 税収の管理

税収は、大分県森林環境保全基金に積み立てて管理することにより、他の財源と区別されており、大分県森林環境税の目的に沿った事業に活用される仕組みとなっている。なお、基金の活用に関する情報は県ホームページで開示しており、税収の透明性が確保されている。

第4章 第4期大分県森林環境税活用事業の検証（令和3～6年度）

第4期（令和3～7年度）は大テーマを「大分の豊かな森林（もり）と木のある暮らしを次世代へ」とし、「Ⅰ 県民の暮らしを守る安全・安心の森林（もり）づくり」、「Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化」、「Ⅲ 森林（もり）を守り親しみ、次世代につなぐ取組」を3本柱として事業が実施されている。

第4期の4年間の取組について成果を検証した。

【第4期に大分県森林環境税を活用した事業一覧】

施策区分	事業名	R3~6事業費（千円）
Ⅰ 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり		
1 災害に強い森林づくり	災害に強い森林づくり推進事業	114,864
	地域の安心基盤づくりサポート事業	10,000
	環境林整備事業	1,985
	安全・安心な道路環境創出事業	100,000
2 シカ被害対策の推進	鳥獣被害総合対策事業	324,176
3 森・川・海をつなぐ環境の整備	森と海をつなぐ環境保全推進事業（漁業管理課）	689
	森と海をつなぐ環境保全推進事業（循環社会推進課）	9,776
	豊かな水環境保全推進事業	1,597
合計		563,087
Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化		
1 健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進	再造林促進事業	500,175
	優良竹林化・利活用促進事業	16,847
2 森林資源の利活用推進	特用林産物 ^{*15} 生産振興事業	1,019
	伝統工芸品産業振興事業	500
合計		518,541
Ⅲ 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組		
1 里山林 ^{*16} の保全活動の推進	魅力ある景観づくり推進事業	29,418
	おもてなしの道路環境整備事業	10,000
2 森林ボランティア ^{*17} 活動の推進	みんなで支える森林づくり推進事業	47,655
3 森林林業教育・森林ESD ^{*18} の推進	森林・林業教育促進事業	59,176
	「森の子学校」体験活動推進事業	16,444
	森林環境学習促進事業	14,731
	特別支援教育振興事業	2,591
	未来の環境を守る人づくり事業	10,074
	全国育樹祭開催事業	6,760
	次世代農林水産業の担い手確保育成事業	5,263
4 森林づくりへの理解を広げる取組	祖母・傾・大崩エスエコーパーク施設整備事業	5,705
	森・川・海つながり実感！プロジェクト	5,740
合計		213,557
総計		1,295,185

I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり

【事業費 563,087千円】
【事業費割合 43.5%】

1 災害に強い森林づくり 【事業費 226,849千円】

事業背景

- 近年の豪雨災害では、河川沿いや急傾斜地*19等の手入れ不足の人工林から流木*20が発生し、下流域に被害を及ぼしている。また、尾根部*21や急傾斜地等の木材生産*22に適さない人工林では、皆伐*23後に再造林*24されずに公益的機能*25が低下した森林が発生している。
- 森林所有者の高齢化等によって、道路周辺の森林整備が困難な状況にある。そのため、台風・豪雨時に倒木が発生し、孤立集落の発生や災害復旧活動の妨げになる事例がある。

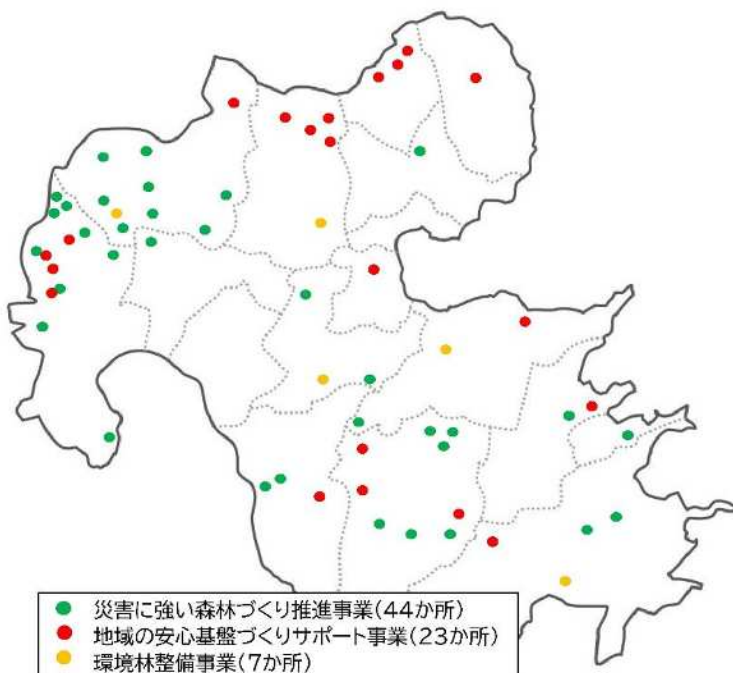
事業内容と目的

- 災害に強い森林づくり推進事業（平成18年度～）
河川沿いや急傾斜地等の人工林等を伐採する経費を補助することで、天然更新*26等による広葉樹*27林化を促進し、公益的機能が発揮できる森林に誘導する。
- 地域の安心基盤づくりサポート事業（令和元年～3年度）
河道内の支障木を伐採することで、流木を防ぎ、防災力強化を図る。
- 環境林整備事業（令和3年度～）
概ね傾斜35度以上の尾根谷部で広葉樹再造林経費を補助することで、植栽を促し、公益的機能の高い森林の造成を推進する。
- 安全・安心な道路環境創出事業（令和2年度～）
県管理道沿いにおいて、倒木の恐れのある樹木を伐採し、安全・安心な道路環境の創出や防災力強化を推進する。

事業実績と成果

- 県下全域において、河川沿いや急傾斜地等で整備されていない人工林等の伐採が145ha実施された。また、尾根谷部の広葉樹造林が7.2ha実施された。これらによって流木被害の抑制等の森林の公益的機能の向上が図られた。

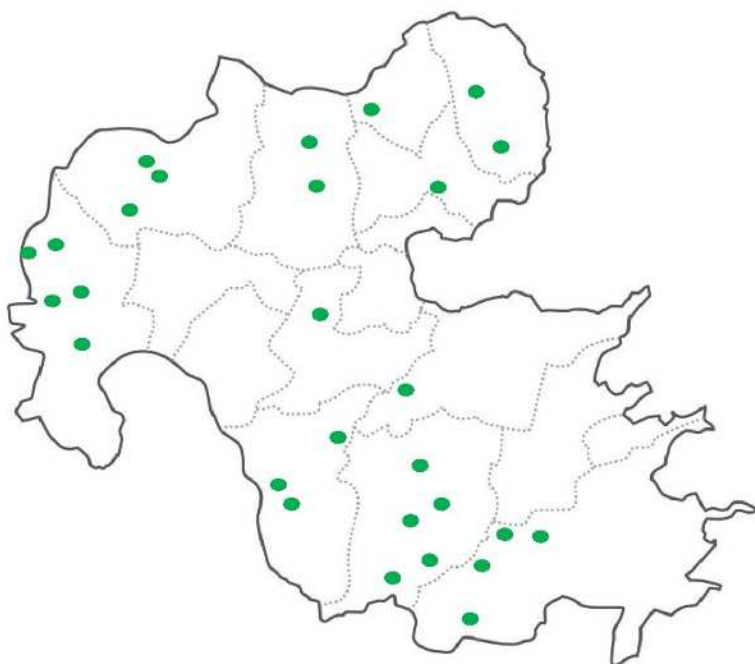
【各事業の実施箇所一覧】



【河川沿いの人工林整備】

○県下全域の県管理道（延べ37か所）において、倒木によって甚大な被害につながる恐れのある樹木の事前伐採が行われ、安全な道路環境が創出された。

【事業実施箇所】



【県道沿いの危険木伐採】

事業背景

ニホンジカによる農林業被害が県内各地で発生しており、林業現場では樹木の剥皮被害*28、造林木やクヌギ萌芽*29の食害*30が発生し、林業従事者の生産意欲の減退を招いている。



【剥皮被害】



【造林木の食害】



【クヌギ萌芽の食害】

事業内容と目的

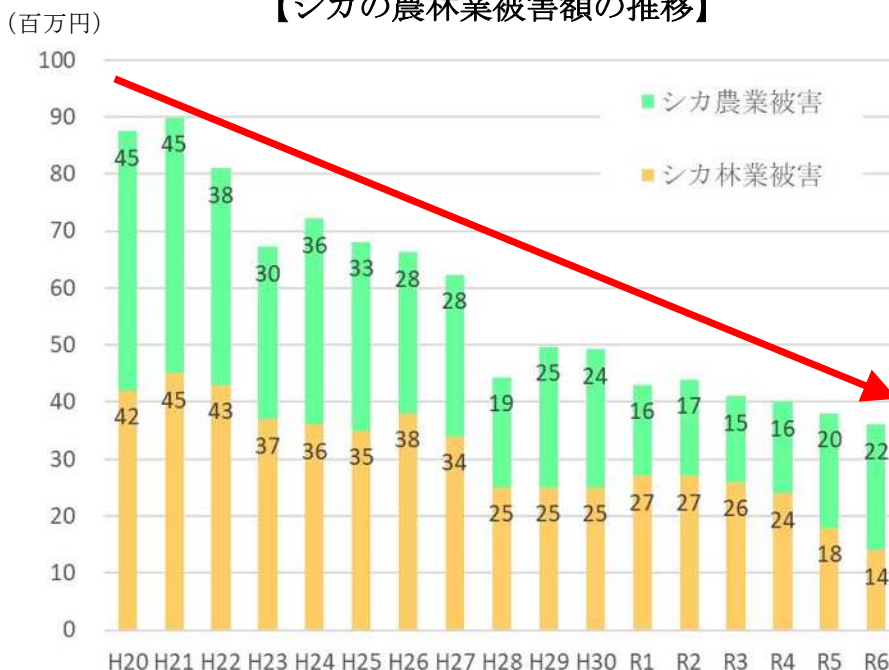
○鳥獣被害総合対策事業（平成20年度～）

シカ被害対策は、捕獲による生息頭数管理が有効であるため、捕獲報償金*31の上乗せ補助を行い、捕獲を強化するとともに狩猟者の技術向上のためのスキルアップ研修を実施することで、シカによる農林業被害の低減に向けた取組を推進する。

事業実績と成果

- 捕獲報償金を支出した捕獲頭数は160,403頭であり、捕獲強化が図られ、シカの生息頭数の適正管理及び農林産物への被害防止に寄与した。
- 狩猟者のスキルアップ研修に延べ493人（銃：145人、わな：348人）が参加し、捕獲技術を向上できた。
- 平成20年度の事業開始以降、シカによる農林業被害額は減少傾向にあるため、本事業による効果があったことがうかがえる。

【シカの農林業被害額の推移】



【スキルアップセミナー】

事業背景

- 台風・豪雨等によって漁港や海岸に漂着・滞留する流木等は、下流域住民の生活や漁業活動の妨げとなり、回収・処分にかかる労働力・経費の負担が大きい。
- 豊かな水環境を育むための森林保全活動や河川、海の清掃活動は特定の住民や地域に限定されており、環境学習の関心度が地域によって偏りがある。

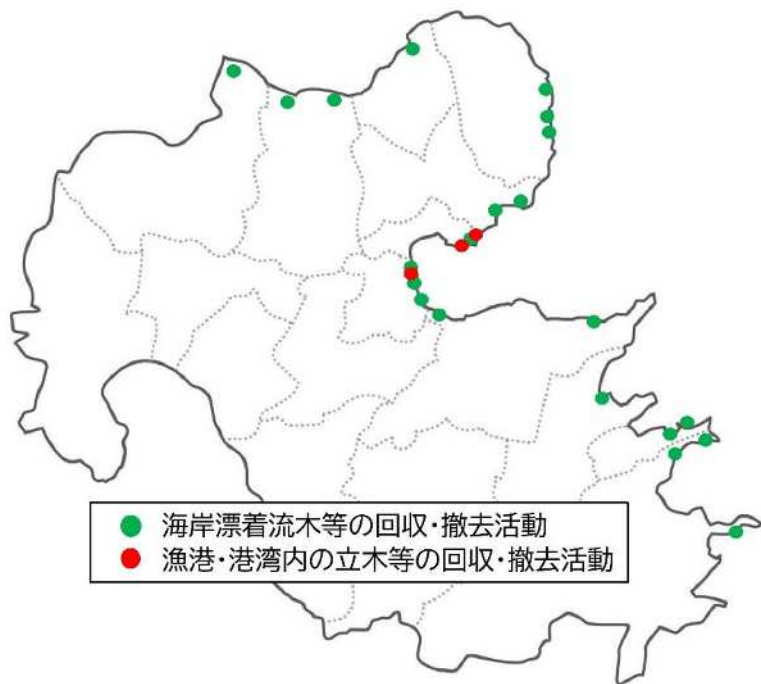
事業内容と目的

- 森と海をつなぐ環境保全推進事業（平成18年度～）
海岸の漂着流木等について、自治会やNPO等が行う回収・撤去活動に要する経費を補助することで、海岸の環境保全活動を推進する。また、漁港・港湾内の流木等の回収・撤去に要する経費を補助することで、漁業被害の防止・軽減を図る。
- 豊かな水環境保全推進事業（平成26年度～令和4年度）
各流域の課題解決に向けた水環境保全活動に必要な経費を補助することで、環境学習を推進する。

事業実績と成果

- NPO等による環境保全活動は延べ46団体、14,101人が参加しており、多くの県民に環境保全に対する意識の醸成が図られた。また、漁港内の流木等回収・撤去は、延べ6港で実施し、流木等が迅速に回収されたことによって、早期に漁業が再開できた。

【森と海をつなぐ環境保全推進事業実施箇所】



【海岸清掃】



【港の流木等回収・撤去】



【河川清掃】

- 環境学習や河川の清掃活動を11回開催し、995人が参加し、水に関する学習の推進や水環境の改善が図られた。

Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化

【事業費 518,541千円】
【事業費割合 40.0%】

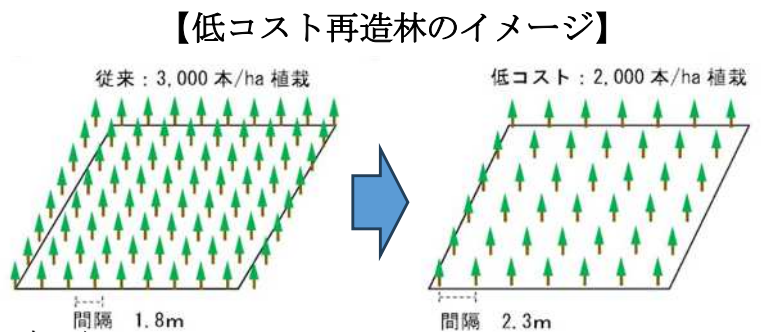
1 健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進【事業費 517,022千円】

事業背景

- 県内の人工林は利用期を迎えており、合板*32・集成材*33等の需要増大に加え、木質バイオマス発電*34施設の稼働もあり、国産材需要は増加傾向にある。それに伴い、主伐*35も増加傾向にあることから、持続的な林業経営*36を行うためには、確実な再造林が求められる。
- 大分県は全国3位（令和4年度）の竹林面積を有しているが、代替素材の普及等により竹材利用量は減少し、利活用されずに荒廃した竹林が増加している。

事業内容と目的

- 再造林促進事業（平成22年度～）
林業適地における低コスト再造林（植栽本数1,000～2,000本/ha）の経費を補助することで、育林*37コストを低減し、持続的な林業経営を推進する。

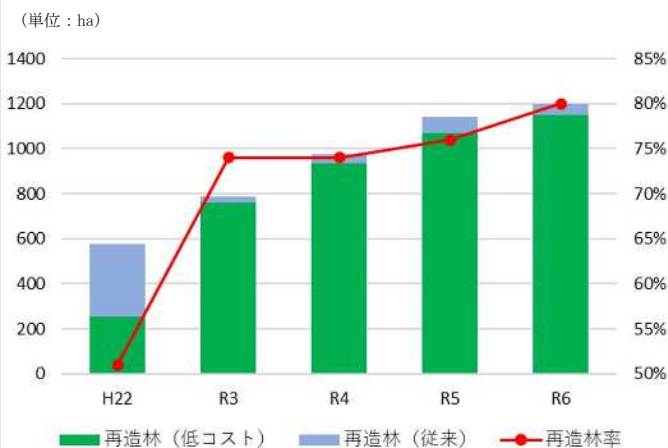


- 優良竹林化・利活用推進事業（平成21年度～）
竹材、たけのこ、竹チップ等を生産するための竹林整備や簡易作業路*38開設に必要な経費を補助することで、荒廃した竹林の再生を推進する。

事業実績と成果

- 補助によって低コスト再造林を実施した面積は3,912haであり、本事業を開始した平成22年度以降、再造林面積が増加した。また、低コスト再造林が造林面積に占める割合は令和6年度に85%となり、低コスト再造林の定着及び再造林コストの低減が図られた。
- 10市町で伐竹*39等の竹林整備を12.8ha実施し、竹林の有効活用につながった。

【低コスト再造林面積と再造林率の推移】



【低コスト再造林地】

【伐竹現地】

事業背景

- 竹林は有効活用による適正管理が求められるが、高齢化や後継者不足によって、担い手の確保が困難である。
- 竹は環境に優しく、二酸化炭素削減に貢献する資源であるため、活用が求められる。

事業内容と目的

- 特用林産物生産振興事業（平成24年度～）
たけのこや竹材生産に関する基本的な知識や技術を学ぶ講座を開催することで、竹林管理者を確保・育成する。
- 伝統工芸品産業振興事業（令和3～4年度）
竹製品の開発・竹文化の継承発展等を目的とする「全国竹の大会」を大分県で開催することで、竹材振興につなげる。

事業実績と成果

- たけのこ生産と竹材生産の2コースに分かれる「竹林楽校」を開催し、計162人が参加した。実習等の実践的な研修により、人材育成に寄与した。
- 令和5年2月17日に別府市で「第63回全国竹の大会」を開催し、100人以上が参加した。竹産業における課題の提起や事業継承、後継者育成、持続可能な新しい資源としての利活用方法が紹介され、竹材振興に寄与した。



【竹林楽校】
(たけのこ生産実習)



【竹林楽校】
(伐竹実習)



【全国竹の大会】

Ⅲ 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組

【事業費 213,557千円】
【事業費割合 16.5%】

1 里山林の保全活動の推進 【事業費 39,418千円】

事業背景

- 県内には豊かな自然環境から創出された景観資源が多数あるが、手入れされずに放置された樹木等によって、景観が阻害される事例がある。
- DESTINATIONキャンペーンで訪問する観光客等へ安全な道路環境を提供するため、観光地を結ぶ主要路線の支障木伐採等を実施する必要がある。
- 大分県環境緑化条例で緑化に特に寄与すると認められる樹木又は樹林集団を「特別保護樹木・樹林」に指定している。特別保護樹木・樹林は気象害や経年劣化によって、樹勢^{*40}の悪化や倒伏の恐れが生じ、管理と防災の面から対応が求められる。

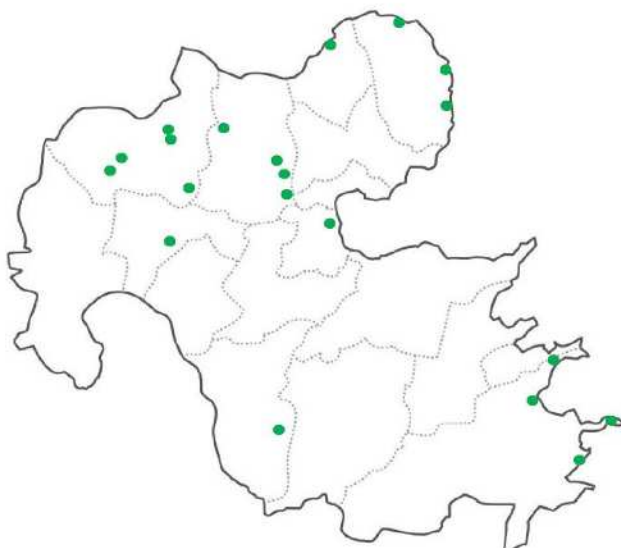
事業内容と目的

- 魅力ある景観づくり推進事業（平成21年～令和6年度）
観光ルート沿線等において、景観の支障となる樹木を伐採する市町村に対し、事業費を補助することで、景観の再生を推進する。
- おもてなしの道路等環境整備事業（令和5年度）
大分空港道路沿線の支障木伐採等を実施し、観光客等が安全に通行できる環境を創出する。
- 森林・林業教育促進事業（名樹とのふれあい事業（平成25年度～））
特別保護樹木・樹林の不健全樹木について、樹木医による樹木の診断・治療等を実施することで、健全な状態に誘導する。

事業実績と成果

- 景観の支障となる樹木を延べ24か所伐採し、観光地の景観が再生された。伐採後は地元団体が伐採箇所周辺の清掃活動や除草作業等を実施し、優れた景観を維持する機運が高まった。
- 大分空港道路の支障木を伐採し、観光客が快適に道路を利用できた。
- 県下全域の特別保護樹木・樹林のうち、22か所の樹木の診断や治療等を実施し、健全な樹木等の管理や維持に寄与した。

【魅力ある景観づくり推進事業実施箇所】



【大分空港道路支障木伐採】



【景観伐採】
かみうら天海展望台
(佐伯市)



【特別保護樹木の治療】
(ウバメガシ・津久見市)

事業背景

- 県は「大分県森林づくりボランティア支援センター」を中心に、森林ボランティア活動を推進している。
- 多くの県民が森づくりに参加するためには、県民自らが森づくり活動を企画し取組む必要があるが、高齢化や資金不足により活動に参加する機会が減少傾向にある。

事業内容と目的

- みんなで支える森林づくり推進事業
 - ①森林づくりボランティア支援事業（平成18年度～）
「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、ホームページや情報誌での森林ボランティア情報の発信や研修等を行い、森林ボランティア活動を支援する。
 - ②森林づくり提案事業（平成18年度～）
県民が自ら企画し取り組む森づくり活動や森林環境教育活動に要する経費を補助することで、森林を県民で守り育てる意識を醸成する。
 - ③森林・山村多面的機能発揮対策事業（平成29年度～）
地域住民等が里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して、国が「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」により支援を行う活動に補助することで、十分な管理が行われなくなった里山林を保全する。

事業実績と成果

- 大分県森林づくりボランティア支援センターの運営や毎月発行の情報誌等による森林ボランティア情報の発信を行った。また、森林ボランティア団体等を対象にした年4回の活動技術向上講座や森づくり活動への人材派遣を延べ41団体に行うことにより、森林ボランティア活動を推進できた。
- 県民から提案のあった森づくり活動に対して、延べ28団体に支援を行うことで、多くの県民が森づくり活動に参加する機会を創出した。
- 里山林整備に対して37団体に支援を行うことで、里山林の多面的機能^{*41}の強化や森林資源の活用が推進された。
- 森林ボランティアの参加人数は延べ49,405人となり、県民みんなで森林を守り育てる意識の醸成の一助となった。



【大分県森林づくり
ボランティア支援センター】



【ボランティア活動】



【里山林整備】

事業背景

- 令和2年の学習指導要領改訂により「体験活動の充実」が盛り込まれたため、学校教育において「森林・林業」が学習プログラムに組み込まれることが期待されるが、指導者不足等により森林・林業教育を受講する機会は限られる。
- 令和4年度に「第45回全国育樹祭^{*42}」が大分県で開催されたことを契機として、森林・林業教育が体系的、継続的に推進されている。

事業内容と目的

- 森林・林業教育を推進するため、以下の事業を実施した。
- 森林・林業教育促進事業
 - ①次代の森林づくり活動リーダー育成事業（平成18年度～）
森づくりや緑化活動^{*43}を実践する「みどりの少年団」の活動等に要する経費を補助する。
 - ②森の先生派遣事業（平成19年度～）
教育機関やNPO法人が実施する活動に対して、森や自然に関する知識や体験活動の経験を有する専門家である「森の先生」を講師として派遣する。
 - ③森林林業教育促進事業（令和3年度～）
体験型子ども科学館0-Laboと連携した「森-Labo」（森林・林業体験講座）や森林・林業教育指導者を養成する研修等を開催する。
 - ④森林林業教材作成事業（令和3年度～）
大分県の森林の現状や林業が果たす役割等を体系的にまとめ、動画解説も盛り込んだ「大分県森林・林業デジタル副読本」の作成及び配布を行う。
 - 森林環境学習促進事業（平成20年度～）
森林環境学習会及び森林環境学習指導者養成研修を実施する。
 - 全国育樹祭開催事業（令和元年～4年度）
全国育樹祭の併催行事である「全国緑の少年団活動発表大会」に向けたみどりの少年団活動に必要な経費を補助する。
 - 未来の環境を守る人づくり事業（平成28年度～）
環境学習の実施や環境に関する行事に専門知識を有したアドバイザーを派遣する。
 - 「森の子学校」体験活動推進事業（令和4年度～）
香々地・九重青少年の家の集団宿泊研修を実施する学校に対して、事前学習や体験学習を組み合わせた森林・林業教育プログラムを実施する。
 - 次世代農林水産業の担い手確保育成事業（令和3年度～）
日田林工高校林業課において、スマート技術を学ぶ体験学習等を実施する。
 - 特別支援教育振興事業（令和5年度）
特別支援学校において、木製屋内遊具を導入する。

事業実績と成果

- みどりの少年団の活動である屋久島研修（延べ52人参加、2回）や少年団同士の交流会である「つどい」（延べ233人参加、3回）、活動発表大会（延べ400人参加、3回）の経費を補助した。
- 「森の先生」を延べ371回派遣し、13,842人が森林体験活動を受講した。
- 「森-Labo」を18回開催し、延べ364人が受講した。また、森林・林業教育指導者育成研修を実施し、99人の指導者を育成した（指導者活動実績：129回、延べ1,365人に森林・林業教育を実施（令和4、5年度））。

- 「大分県森林・林業デジタル副読本」を作成し、県内の小学5年生と中学1年生に配布した。副読本を活用した教員からは、「子どもが自然に対し疑問や関心を持ち、自然の変化に敏感になった」、「大分県の森林に特化した授業ができて良かった」、「学校のタブレットはアクセス制限があるので、動画が視聴できない」といった感想があった。



※デジタル副読本の閲覧は以下の大分県ホームページを参照。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/hukudokuhonhontai.html>

- 未就学児から小学生を対象にした森林環境学習会である「森の子レンジャー」「森の楽校」を26回開催し、延べ393人の参加があった。森林環境学習指導者である「森林の環境学習サポート隊」を派遣し、延べ1,265人が森林環境学習を受講した。森林環境学習指導者向けの研修を23回実施し、延べ182人が受講した。
- 年間を通じた環境学習を実施する「おおいたこども探検団推進事業」を延べ38団体で実施し、約5,000人が体験した。アドバイザーを653回派遣し、31,766人が環境学習を受講した。
- 森林・林業教育プログラムを小学校35校、中学校5校で実践し、延べ1,499人が体験した。
- 日田林工高校において、ドローン研修や先進県視察、小中学校での出前授業、VRシミュレーターを活用した労働安全・伐木^{*39}技術研修を実施した。
- 県内の特別支援学校15校において、木製屋内遊具を導入した。
- 未就学児から高校生を対象に森林・林業教育に関する様々な事業を実施することで、皆が等しく森林・林業に親しみ、理解を深めることができた。また、指導者不足に対応するため、一部の事業は大学生にサポートしてもらうことで、学生の森林・林業への興味・関心の向上や将来的に指導者として成長する第一歩につながった。



【全国緑の少年団活動発表大会】



【デジタル副読本】



【森-Labo】

【森林・林業・環境教育事業の対象者一覧】

事業名	対象者				
	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生
次代の森林づくり活動リーダー育成事業		○			
森の先生派遣事業	○	○	○	○	○
森林林業教育促進事業		○	○		○
森林林業教材作成事業		○	○		
森林環境学習促進事業	○	○			
全国育樹祭開催事業		○			
未来の環境を守る人づくり事業		○	○		
「森の子学校」体験活動推進事業		○	○		
次世代農林水産業の担い手確保育成事業				○	

事業背景

- 大分県森林環境税を活用した取組を発信し、税の意義について県民の理解を得ることが必要である。
- 山村地域の過疎化・高齢化と都市部の人口集中が進むなか、県民が森林に親しむ機会が減少している。

事業内容と目的

- みんなで支える森林づくり推進事業
 - ①大分県森林環境税の広報（平成18年度～）
大分県森林環境税について各種媒体を活用した広報活動を実施することで、県民総参加の森づくりの意識醸成を図る。
 - ②森フェス（令和5年～6年度）
子どもを対象とした森林・林業を楽しく体験できるイベントである「森フェス」を開催する。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業（平成29年度～）
ユネスコエコパーク内の公園施設を整備することで、森林レクリエーション^{*44}環境の改善を図る。
- 森・川・海つながり実感！プロジェクト（令和6年度～）
令和6年度に大分県で開催された「第43回全国豊かな海づくり大会」の機運を高めるため、森・川・海の様々な野外活動を体験できるツアーを実施する。

事業実績と成果

- 大分県森林環境税について、大分県ホームページとFacebookによる広報に加え、新聞16回、テレビ・ラジオ45回、チラシを1,000部作成して情報を発信した。
- 森フェスを2回開催し、延べ1,196人が参加し、伐採体験や森林アスレチック等で県民が森に親しむことができた。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク内の祖母山登山口トイレの改修と藤河内溪谷の遊歩道56mを整備し、森林レクリエーションを推進する環境が整備できた。
- 森・川・海をつなぐを体験できるツアー型体験プログラムを計9回実施し、延べ130人が参加し、自然環境に触れ、環境保全の理解が深まった。



【森フェス】



【藤河内溪谷遊歩道整備】



【体験ツアー】
（川の学習）

第5章 大分県森林環境税についての県民の意識

1 個人を対象にした調査結果

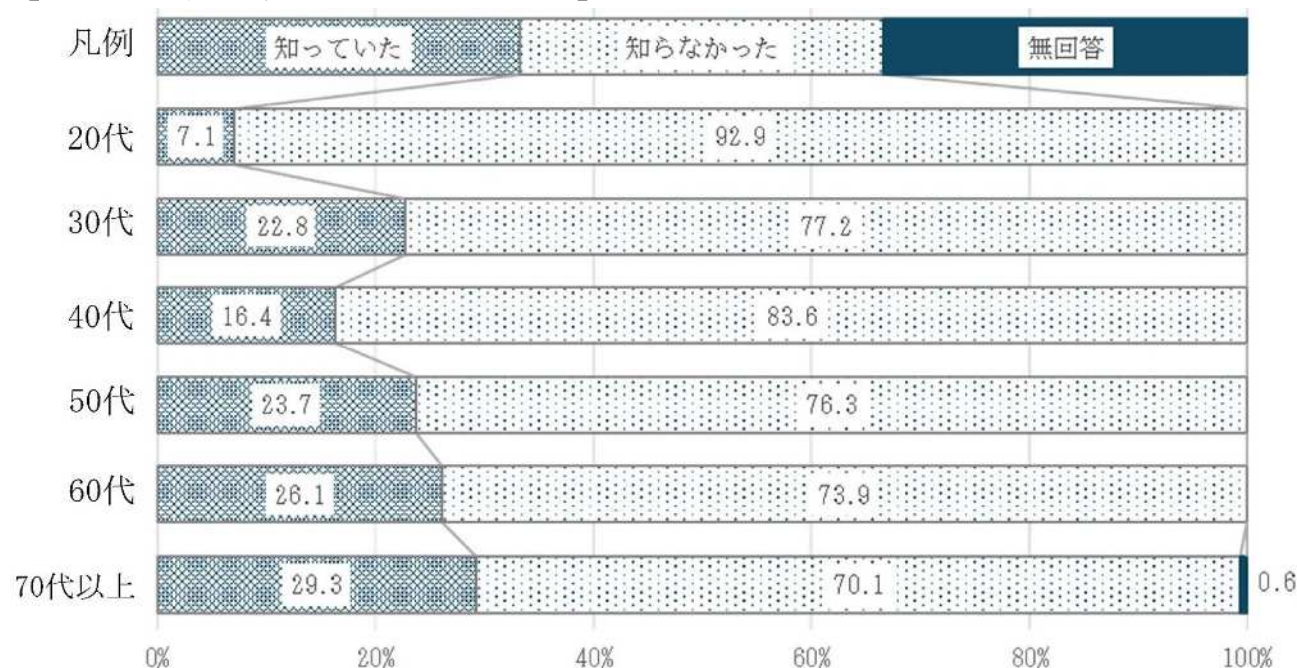
県は令和6年8～9月に無作為に抽出した20歳以上の県民2千人に対してアンケート調査を実施した。調査票は郵送し、787人から回答を得た(回答率39.4%)。

調査の結果、以下の点がわかった。

- ①税の認知度は22.1%が知っていると回答した。年代別に見ると、特に20代の認知度が7.1%と低かった。
- ②個人税額の妥当性の問いに対して、72.3%が「妥当な金額」と回答した。
- ③税を活用した事業については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて78.8%であった。
- ④税の継続については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて76.2%であった。

以上のことから、大分県森林環境税の認知度は低いが、森林環境を保全するために今後も税を継続して、対策を講じる必要があると考えていることがうかがえる。また、既存の広報だけでなく、特に若い世代に対する情報発信を強化するため、SNS等を活用した新たなPR方法によって、大分県森林環境税の理解を深めることが重要である。

【年代別大分県森林環境税の認知度】



2 法人を対象にした調査結果

県は令和6年8～9月に無作為に抽出した大分県内に事業所を有する法人1,000社に対して、アンケート調査を実施した。調査票は郵送し、504社から回答を得た

(回答率 50.4%)。

調査の結果、以下の点がわかった。

- ①税の認知度は42.9%が知っていると回答した。
- ②法人税額の妥当性の問いに対して、76.4%が「妥当な金額」と回答した。
- ③税を活用した事業については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて81.8%であった。
- ④税の継続については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて78.2%であった。

以上のことから、法人は個人よりも大分県森林環境税の認知度は高かったが、過半数を下回っている。また、税の継続については、森林環境を保全するために、今後も税を負担して対策を講じる必要があると考えていることがうかがえた。

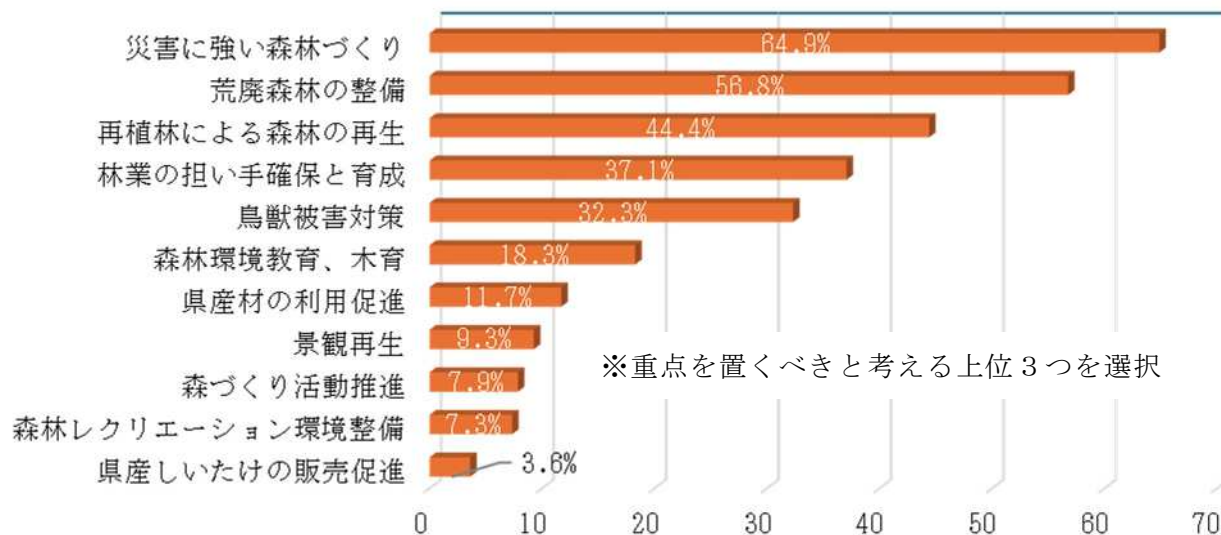
3. 使途への要望

前述の個人を対象にしたアンケート調査時に、大分県森林環境税の使途として重点を置くべき事業について調査した。

「災害に強い森林づくり」が最も回答が多く、次いで「荒廃森林^{*45}の整備」「再植林^{*24}による森林の再生」「林業の担い手確保と育成」「鳥獣被害対策」と続いた。

近年、自然災害が多発していることから、災害対策や荒廃した森林の整備、伐採後の森林の再生による森林の防災機能への期待が大きいことがうかがえる。

【大分県森林環境税を活用すべき使途のアンケート結果】



※アンケート調査の詳細は以下の大分県ホームページを参照

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/kankyouseityousakekka.html>



第6章 大分県の森林・林業を取り巻く状況と課題

1 森林・林業や社会を取り巻く状況^{#3}

令和4年の素材生産量は過去最高となる167万^m³となり、林業生産活動は着実に活性化している。一方で、林齢が20年生以下の若齢林は非常に少ない状況である。このように偏った齢級構成は、将来にわたる持続的な林業生産活動に支障をきたす恐れがある。高齢林から生産される丸太は大径材^{*46}の割合が多く、加工できる製材施設^{*47}等が限られるため、適寸材^{*48}（柱用）と比較して安価で流通している。

主伐に伴って増加する再生林は苗木の生産拡大や造林事業者の育成・確保などの取組を進めたことで、令和6年の再生林率は80%と高い水準となっている。

併せて、高性能林業機械^{*49}の導入が進んだことから、大分県の認定林業事業者^{*50}の主伐生産性^{*51}は10.8^m³/人・日と全国トップクラスとなっている。しかし、県内の林業就業者数は令和2年に1,683人となっており、減少傾向にある。また、令和6年度に一定の専門性・技能を有する外国人を労働者として受け入れる国の「特定技能制度」の対象分野に「林業」と「木材産業」が追加され、今後の外国人材による担い手確保が期待される。

乾しいたけについては、令和4年の生産量が全国の約4割にあたる769tとなっており、日本一の産地として不動の地位を築いている。しかし、高齢化等により生産者は10年間で約1,000人減少している。

農林産物の鳥獣被害の低減に向けては、全国有数の捕獲頭数となる年間約4万頭のシカを安定的に捕獲している。狩猟免許^{*52}所持者数は5,000人以上を確保できているが、40代以下が10年間で2倍に増加する一方で、60代以上が7割を超える状況である。

本県の豊かな森林と木のある暮らしを継続するためには、次代を担う子どもに森林・林業への興味や関心を持ってもらうことが重要である。そのために、令和4年度に大分県で開催した全国育樹祭を契機として、子どもの学びの段階に応じた体系的・継続的な森林・林業教育を推進している。

一方で、時代背景や消費者ニーズの変化など、森林や林業に求められる役割も多様化している。近年では脱炭素社会の実現に向けた取組が世界的に進む中、大分県では環境と経済・社会のバランスを保ちながら取組を進める「大分県版カーボンニュートラル^{*53}」の実現を目指しており、二酸化炭素吸収源としての森林の役割が重要視されている。^{#4} また、近年記録的な豪雨による自然災害が相次いで発生しており、森林の山地災害防止機能の発揮による防災・減災、県土強靱化の推進が一層重要となっている。さらに、スギの人工林が多い大分県では花粉発生源対策への取組も重要である。花粉の少ないスギ苗木の生産割合は令和5年時点で79%と高い比率となっている。

2 国の森林環境税の導入

国はパリ協定^{*54}の枠組みの下における、2050年カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出削減目標達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を制定した。この法律に基づき、令和6年度から国税として国民一人当たり1,000円/年を課税する国の「森林環境税」が開始された。

国の森林環境税は「森林環境譲与税」として市町村と県へ配分されている。市町村は森林環境譲与税を経営放棄林^{*55}の整備や森林整備を担う人材の育成、市町村における木材利用の促進等に活用し、県は市町村の取組支援等に活用している。

国の森林環境税導入に伴い、県の森林環境税で実施してきた一部の取組は市町村に移行し、地域課題の効果的な解決を目指している。このように、国の森林環境税は地域(市町村)の課題解決に向けた取組に、県の森林環境税は県全域の課題解決に向けた取組に活用し、使途の住み分けをしている。

【大分県森林環境税と国の森林環境税の比較】

大分県森林環境税(H18～)	国の森林環境税(H31～)		
<p>○税額 個人 500円/年 企業 1,000～40,000円/年</p> <p>○目的 森林資源の循環利用を促進</p> <p>○活用方針 県全域の課題解決に向けた取組へ充当する</p> <p>○主な使途</p> <ol style="list-style-type: none"> 森林資源の循環利用 <ul style="list-style-type: none"> 経費を抑えた再造林の推進 県公共施設の木造・木質化 安全安心の森林づくり <ul style="list-style-type: none"> 災害に強い森づくりの推進 シカ被害対策の推進 森林づくり意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> 森林ボランティア活動の支援 森林・林業教育の推進 	<p>○税額 個人 1,000円/年 (R6から課税開始)</p> <p>○目的 経営放棄林の適正な管理を推進</p> <p>○活用方針 地域(市町村)の課題解決に向けた取組へ充当する</p> <p>○主な使途</p> <table border="0"> <tr> <td> <p>市町村</p> <ol style="list-style-type: none"> 経営放棄林の整備 <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者への意向調査 経営放棄された森林の間伐^{*56} 森林整備を担う人材の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> 担い手の就業環境の改善 木材の利用の促進、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 市町村公共施設の木造・木質化 上記推進に向けた普及啓発 </td> <td> <p>県</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村の業務支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員の育成・支援 森林資源情報の整備 県域の担い手確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> 林業アカデミー運営 県域の木材利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 木材利用アドバイザー設置 </td> </tr> </table>	<p>市町村</p> <ol style="list-style-type: none"> 経営放棄林の整備 <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者への意向調査 経営放棄された森林の間伐^{*56} 森林整備を担う人材の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> 担い手の就業環境の改善 木材の利用の促進、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 市町村公共施設の木造・木質化 上記推進に向けた普及啓発 	<p>県</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村の業務支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員の育成・支援 森林資源情報の整備 県域の担い手確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> 林業アカデミー運営 県域の木材利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 木材利用アドバイザー設置
<p>市町村</p> <ol style="list-style-type: none"> 経営放棄林の整備 <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者への意向調査 経営放棄された森林の間伐^{*56} 森林整備を担う人材の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> 担い手の就業環境の改善 木材の利用の促進、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 市町村公共施設の木造・木質化 上記推進に向けた普及啓発 	<p>県</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村の業務支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員の育成・支援 森林資源情報の整備 県域の担い手確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> 林業アカデミー運営 県域の木材利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 木材利用アドバイザー設置 		

【大分県森林環境税活用から国の森林環境税活用に移行した取組】

移行事業	移行時期	移行後の国森林環境税事業実績 (R2-6)
間伐放置林の整備 (災害に強い森林づくり推進事業) 間伐等がされず放置された森林の間伐	令和2年度	353.19ha (13市町)
荒廃竹林整備 (荒廃竹林整備・利活用推進事業) 荒れた竹林を伐採し、広葉樹再造林を実施	令和3年度	0.16ha (1市)
林業の担い手・確保育成 (第3期大分県森林環境税施策区分) 各種研修の充実による担い手の確保と育成を図る	令和3年度	担い手事業対策者数 1,017人 (15市町)
魅力ある景観づくり推進事業 景勝地の景観支障木の伐採	令和7年度	—
河川沿いの森林整備 (災害に強い森林づくり推進事業) 流木災害のおそれのある河川沿いの人工林の伐採	令和8年度	—

3 大分県森林環境税を活用して取組むべき課題と対応方針

このような状況を踏まえ、大分県森林環境税を活用して次の5つの課題に重点的に取組む必要がある。

(1) 安全・安心な暮らしを守る森づくりの推進

第4期に県土の保全のために河川沿いの森林整備や尾根谷部の急傾斜地の広葉樹造林を実施しているが、近年の自然災害は年々甚大なものとなっている。集中豪雨による林地崩壊や流木、倒木被害の発生から県民の生活環境を守り、また持続可能な林業経営を推進するため、引き続き公益的機能を重視する森林を「環境林」、木材等生産機能を重視する森林を「生産林」に区分し、目的に応じた森づくりを進める必要がある。「生産林」に区分された人工林は再造林と適切な間伐を実施し、「環境林」に区分された人工林は更新伐^{*57}による針広混交林^{*58}化や広葉樹林化を推進し、災害に強い森づくりを目指していくことが重要である。

また、身近な道路などのインフラ周辺の森林を適正に管理することで、防災力強化を図る必要がある。

【生産林と環境林のイメージ図】



(2) 鳥獣被害対策の推進

令和6年度の野生鳥獣による林業被害は、シカによる被害が全体の約95%を占め、植栽木や下層植生^{*61}の食害による林地荒廃が危惧されるとともに、林業経営意欲の低下を招く要因の一つとなっている。第4期はシカの捕獲圧強化に引き続き取り組み、令和6年度のシカによる農林業被害額は目標値の36百万円となり、目標を達成したが、大分県のシカ推定生息密度は、令和2年度末で約22.4頭/km²となっているため、シカ被害の影響がないとされる3頭/km²を目指す必要がある。^{#5}被害軽減や森林生態系保全のためには、シカ生息頭数の適正化や狩猟者の育成、防護柵^{*62}設置等による被害防止対策の継続と強化が必要である。

(3) 健全な人工林資源の循環と森林の二酸化炭素吸収量の向上

第4期に低コスト再生林に引き続き取り組んだことから、令和6年度の再生林率は目標値の80%となり、目標を達成している。また、令和6年度の素材生産量は目標値の160万m³に対して令和4年度時点で167万m³を達成している。今後も持続可能な林業生産活動や二酸化炭素吸収源としての健全な森林を維持するためには、引き続き、未整備森林^{*63}における適切な森林整備の推進や林業適地^{*64}での再生林の徹底などが重要である。そして、高齢林を積極的に伐採し、建築用材などで活用することで炭素を長期に固定する取組を進めるとともに、成長が早いスギ・ヒノキの優良品種を主体とした早生樹^{*65}の植栽により、年齢構成の平準化を図り、早期の二酸化炭素の吸収・固定を図る必要がある。

また、県産早生樹苗木の増産等に取り組み、県内で生産される全てのスギ苗木を花粉の少ない苗木へ移行することが必要である。

加えて、J-クレジット制度^{*66}など森林の新たな価値を生み出す取組も必要である。



【早生樹】
(スギ6年生、樹高約6m)

(4) 森林・林業教育の推進

少子高齢化・人口減少社会を迎え、林業・木材産業においても担い手不足は大きな課題である。大分の森林環境の保全と林業・木材産業の発展を図るために、大分県森林環境税では森林・林業教育を通じた担い手対策を推進することが重要である。

第4期で「大分県森林・林業デジタル副読本」を作成した。今後は、教育関係者と連携した教材の活用や指導者の育成による林業の魅力発信により、将来の大分の森林を育てる人材育成や林業を就業先に選択する意識付けを図る必要がある。



【学校での森林・林業教育】

(5) 森づくりに関わる意識の醸成

山村地域の過疎化と都市部への人口集中が進み、県民が森林に親しむ機会は減少している。一方で近年、県が企業の森づくり活動の現地探しを手伝う「企業参画の森林づくり」への問合せが増えており、SDGs^{*67}達成や社会的責任(CSR)を果たすために森づくりに関心を持つ企業が増加している。

第4期に森林ボランティア活動等に引き続き支援した結果、令和6年度の森林ボランティア参加者は目標値の13,700人に対して13,088人と概ね目標を達成している。多くの県民が森林に持続的に関わる機会を継続して創出し、森林ボランティア活動の推進や心身を癒す場として森林空間を活用する取組が必要である。

第7章 大分県森林環境税の今後のあり方について

1 税制度の継続について

大分県森林環境税は主に再造林の促進や鳥獣害対策、森林・林業教育の推進といった取組に活用されている。これらの取組は防災や教育という県民生活に直結する課題解決につながり、全国的にも高い取組水準となっていることから、納税した税金が県民に還元されていることがうかがえる。

また、国の森林環境税導入後、県と国の森林環境税の目的や用途の違いを明確にしたうえで、一部の県の森林環境税の取組を国の森林環境税の取組に移行することで、両税の効果的な活用を目指している。

一方で、近年激甚化する自然災害や山村地域の過疎化による経営放棄林の増加、地球温暖化等の様々な環境・社会問題が生じるなか、森林が持つ公益的機能に対する県民の期待は増加している。森林の公益的機能を発揮するため、これまで大分県森林環境税を活用した森林整備による災害対策や再造林、竹林整備、鳥獣害対策、森林・林業教育による担い手育成に取り組んでいるが、これらの取り組みは、今後も継続して取り組む必要がある。

また、県民・法人の意識調査の結果から、取組や継続については一定の理解が得られていると考えられる。しかし、認知度が低いことから、ホームページや新聞等の既存の広告媒体だけでなく、新たなPR方法によって、より多くの県民に税制及びその取組を周知し、理解を得ることが重要である。税率については、現在の税負担が概ね県民や法人に受け入れられていることから、これを維持することが妥当である。なお、同趣旨の税を九州内で導入している他の6県はすべて大分県と同じ税率であり、全国で税を導入している大分県を含む37府県1市のうち18県が大分県と同じ税率である。

以上のことから、県民の理解と協力のもとに、生活に直結する森林に関する課題解決に向けた施策に要する財源を確保するため、大分県森林環境税を継続し、税条例に定められた「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」に引き続き取り組む必要がある。

なお、大分県森林環境税を継続するにあたって、国の森林環境税と名称が同じことによる混同を防ぐため、「大分県森林環境税」の名称を検討する必要がある。



【大分県森林環境税の循環】

2 第5期大分県森林環境税の取組について

大分県森林環境税の継続にあたっては、重点的に取組むべき課題の解決に向けて、以下の施策に取組むことが望まれる。

大テーマ みんなで育み次代へつなぐ おおいたの森づくり

I 安全・安心な暮らしと豊かな自然を守る森づくり

森林の持つ公益的機能の発揮により、自然災害等から県民の暮らしを守る森づくりを推進するとともに、野生鳥獣との共生のための取組や、流域全体の保全につながる取組を推進する。

(1) 身近な暮らしを守る森づくり

林地崩壊を防止する森林整備や生活インフラ付近の危険木の伐採等の防災につながる森づくりを推進する。

(2) 鳥獣被害対策の推進

林業被害の軽減を図るため、シカ等による被害対策を推進する。

(3) 森・川・海の豊かな自然を守る取組の推進

森から海に至る流域全体の保全につながる取組を推進する。

II 森林資源を活かし、持続可能で元気な森づくり

伐採適期を迎え充実した森林資源の利活用と、資源循環による森林の二酸化炭素吸収量を向上させ、持続可能な森づくりを推進する。

(1) 健全な人工林資源の循環と森林の二酸化炭素吸収量の向上

早生樹等による再生林の推進と花粉発生源対策、カーボンニュートラルの取組を推進する。

(2) 森林資源の利活用推進

竹材の利活用推進や県公共施設等の木造化を推進する。

III みんなで育む森を、未来につなぐ人づくり

県民が森林にふれ親しむ機会を創出するとともに、次の世代を担う子どもに森林の大切さを伝え、全ての県民でおおいたの森づくりを支える意識の醸成を図る。

(1) 森に学ぶ森林・林業教育の推進

森林や自然環境への理解と関心の向上や木材の良さや利用の意義を学ぶ森林・林業教育を推進する。

(2) みんなで森づくりに関わる意識の醸成

県民みんなでおおいたの森を守る意識を醸成するため、森林ボランティア等の森づくり活動を支援する。

(3) 森に親しみ、理解を広げる情報発信

大分県森林環境税の取組や森林に関する活動などの積極的な情報発信やネットワークを構築する。

目次（資料）

○大分県森林づくり委員会設置要綱	・・・・・・・・	1
○大分県森林づくり委員会委員名簿	・・・・・・・・	2
○報告書作成に係る大分県森林づくり委員会開催状況	・・・・	3
○第4期大分県森林環境税活用事業実績一覧	・・・・・・・・	4
○森林環境税の導入状況（全国）	・・・・・・・・	5
○森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例	・・・・	6
○大分県森林環境保全基金条例	・・・・・・・・	9
○森林・林業関係用語の解説	・・・・・・・・	10

大分県森林づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県森林環境保全基金条例（平成18年大分県条例第26号）第1条に規定する森林環境保全基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るため、大分県森林づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基金を活用した施策に関すること
- (2) 基金を活用した県民提案事業の審査に関すること
- (3) 基金を活用した事業の成果の検証に関すること
- (4) 新たな森林づくり行動計画に関すること
- (5) 森林環境税の検証、制度の見直しに関すること。
- (6) その他基金の運用に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森との共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

大分県森林づくり委員会委員名簿

R7.7.1.現在

分野		氏名	所属団体等	在任期間	備考
学識 経験者	1	ハヤシ ヒロアキ 林 浩昭	国東半島宇佐地域世界農業遺産 推進協議会 会長 別府大学 客員教授	7年目	
	2	タナカ ケイ 田中 圭	大分大学理工学部 准教授	7年目	
林業	3	オホハラ タダシ 大平 忠利	大分県林研グループ連合会 会長	5年目	
	4	チロウ サエコ 長 紗恵子	長山林事務局・大分県林業経営者協会 事務局	5年目	
木材 活用	5	ヨコヤマ タケシ 横山 武史	大成住建株式会社 代表取締役社長	5年目	
	6	イバ 奈美 板場 奈美	一級建築士事務所 もりのわ設計室	5年目	
	7	カノ ケンジ 中野 賢路	大分県木材協同組合連合会 専務理事	2年目	
森林 教育	8	ワタシエ シノブ 綿末 しのぶ	みどりの少年団(八坂かっぱクラブ)実行 委員長	5年目	
	9	サヅ ケン子 菅 節子	NBU日本文理大学 大学事務本部部長 (キャリア支援部長)	5年目	
	10	ミダ マサヒ 三ヶ田 雅敏	大分森林インストラクター会 会長	4年	R7.6.30 まで
		ヤスカ 芳隆 安仲 芳隆	大分森林インストラクター会 事務局 長	1年目	R7.7.1 から
漁業 ・海	11	オガサキ ミヤコ 岡崎 都	大分県漁業協同組合女性部 監事	9年目	
観光 (景観)	12	カノ アヤコ 河野 綾子	NPO法人くじゅうネイチャー ガイドクラブ	2年目	
消費者	13	イムラ マナミ 今村 真奈美	生活協同組合コープおおいた 理事	2年目	
企業	14	ナニワ ヒロユキ 那波 浩幸	大分銀行地域創造部 副部長	1年目	
公募	15	サカイ 総理 堺 総理	大分県シェアリングネイチャー協会事務局 長	5年目	
	16	タマ ケンジ 詫摩 賢治	一級建築士	10年	R7.6.30 まで
		カノウ 信孝 中内 信孝	大分市キャンプ協会 会長	1年目	R7.7.1 から

報告書作成に係る大分県森林づくり委員会開催状況

年度	開催日	開催回	協議内容
令和6年度	10月23日	第2回	第4期末に向けた論点及び実績報告書の骨格案について
			第4期の実績・成果について
			県政モニターアンケート結果について
	12月24日	第3回	第4期実績報告書骨格案について
			県民意識調査結果について
			社会情勢の変化、本県の森林・林業をとりまく現状と課題
			第3期の課題への対応状況について
			第5期への継続について
			県森林環境税と国の森林環境税の整理について
			税の名称について
2月21日	第4回	大分県の森林・林業をとりまく現状と課題について	
		大分県森林環境税の今後のあり方について	
令和7年度	6月27日	第1回	第4期大分県森林環境税報告書について
			大分県森林環境税の名称について
	7月31日	第2回	知事との意見交換
			第4期大分県森林環境税報告書について

第4期大分県森林環境税活用事業実績一覧（令和3年度～令和6年度）

区分	事業名	事業の概要	担当部署	事業実績	成果									
					R3事業費 (千円)	R3事業量	R4事業費 (千円)	R4事業量	R5事業費 (千円)	R5事業量	R6事業費 (千円)	R6事業量	事業費合計	事業量合計
I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり	1 災害に強い森林づくり推進事業				22,209		23,617		29,063		39,975		114,864	
	(1) 河川沿いの森林整備	河川沿いの森林整備	農林水産部 森林整備室	整備面積	-	30ha	-	37ha	-	39ha	-	39ha	-	145ha
	(2) 獣害多発地の整備	早生樹の植栽		整備面積	-	0.68ha	-	0ha	-	-	-	-	-	0.68ha
	2 環境林整備事業	急傾斜地の尾根谷部の広葉樹林植栽		整備面積	1,920	R4に繰越	0	7.0ha	65	0.2ha	0	0ha	1,985	7.2ha
	3 地域の安心基盤づくりサポート事業	河道内の危険木伐採	土木建築部 河川課	整備箇所数	10,000	23箇所	-	-	-	-	-	-	10,000	23箇所
	4 安全・安心な道路環境創出事業	県道沿いの危険木伐採	土木建築部 道路保全課	整備箇所数	20,000	6箇所	30,000	11箇所	30,000	10箇所	20,000	10箇所	100,000	37箇所
	5 鳥獣被害総合対策事業	シカ捕獲報奨金による捕獲強化、狩猟者のスキルアップ研修等	農林水産部 森との共生推進室	シカ捕獲頭数	83,683	40,907頭	76,664	38,339頭	81,044	40,523頭	82,785	40,634頭	324,176	160,403頭
	6 森と海をつなぐ環境保全推進事業				2,000		2,983		2,783		2,699		10,465	
	(1) 上下流住民等による海岸漂着流木処理活動	地区自治会やNPO等による海岸清掃活動	生活環境部 循環社会推進課	活動参加者数	2,000	3,968人	2,552	3,201人	2,686	3,481人	2,538	3,451人	9,776	14,101人
	(2) 漁業者による港湾内の流木処理活動	漁港における災害由来流木の除去	農林水産部 漁業管理課	流木処理量	0	0	431	4.5 t	97	3.7 t	161	15m³	689	-
7 豊かな水環境保全推進事業	河川流域の水環境保全活動	生活環境部 環境政策課	活動参加者数	939	510人	658	485人	-	-	-	-	1,597	995人	
事業費小計					140,761		133,922		142,955		145,459		563,087	
II 森の恵みを生かす地域活性化に	1 再造林促進事業	低コスト再造林への助成	農林水産部 森林整備室	整備面積	107,085	759ha	114,390	934ha	117,900	1,069ha	160,800	1,150ha	500,175	3,912ha
	2 優良竹林化・利活用推進事業	竹材・タケノコ生産竹林の整備	農林水産部 林産振興室	整備面積	5,020	3.67ha	5,082	4.14ha	3,507	2.85ha	3,238	2.20ha	16,847	12.86ha
	3 竹産業等振興対策事業	竹材・タケノコ生産技術研修の実施		受講者数	656	34人	154	42人	133	46人	76	40人	1,019	162人
	4 伝統工芸品産業振興事業	第63回全国竹の大会の開催	商工観光労働部 商業・サービス振興課	参加者数	-	-	500	100人	-	-	-	-	500	100人
	事業費小計					112,761		120,126		121,540		164,114		518,641
III 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組	1 魅力ある景観づくり推進事業	展望所・観光ルートにおける景観支障木の伐採	土木建築部 都市・まちづくり推進課	整備箇所	10,000	12箇所	5,000	5箇所	4,961	3箇所	9,457	4箇所	29,418	24箇所
	2 おもてなしの道路環境整備事業	デザインレーションキャンペーンに向けた主要路線の支障木伐採	土木建築部 道路保全課	整備箇所	-	-	-	-	10,000	1箇所	-	-	10,000	1箇所
	3 みんなで支える森林づくり推進事業				9,201		7,189		14,028		17,237		47,655	
	(1) 豊かな国の森づくり大会（R5以降森フェス）	子ども達を主体とした森林・林業体験イベント	農林水産部 森との共生推進室	参加者数	3,337	514人	-	-	6,827	341人	-	855人	-	1,710人
	(2) 新たな森林づくり推進体制整備事業	森林づくり委員会の開催		開催数		3回	999	3回	873	3回	-	4回	-	13回
	(3) 森林づくりボランティア支援センター事業	森林ボランティア情報発信・活動支援、安全講習		ボランティア参加者数	2,950	12,239人	2,980	11,769人	3,193	12,309人	-	13,088人	-	49,405人
	(4) 森林づくり提案事業	県民提案型の森林づくり活動に助成		実施団体数	1,491	9団体	1,578	6団体	1,632	7団体	-	6団体	-	28団体
	(5) 森林・山村多面的機能発揮対策事業	里山林の保全活動などに助成		実施団体数	299	9団体	168	11団体	526	9団体	-	8団体	-	37団体
	(6) おおいの森づくり広報推進事業	県民意識の醸成に向けた森林づくり活動等の広報		新聞・ラジオ・テレビ広告回数	1,124	15回	1,464	7回	977	21回	-	18回	-	61回
	4 森林・林業教育促進事業				15,827		14,905		14,811		13,633		59,176	
	(1) 森林林業教育促進事業	指導者育成研修、森-Labo実施	教育庁 社会教育課	受講者数	8,292	指導者30人 森-Labo100人	-	指導者30人 森-Labo100人	4,176	指導者39人 森-Labo10人	-	森-Labo154人	-	指導者99人 森-Labo364人
	(2) 森の先生派遣事業	幼児・児童向け森林環境教育体験のための講師派遣		体験児童数		2,926人	-	3,898人	5,486	3,574人	-	3,444人	-	13,842人
	(3) 森林林業教材作成事業	森林・林業デジタル副読本の作成・配布		配布児童数	5,519	副読本作成	-	18,836人	1,791	19,421人	-	18,494人	-	56,751人
	(4) 次代の森林づくり活動リーダー育成事業	みどりの少年団の活動への支援		つどい、屋久島研修参加児童数	701	つどい95人	-	コロナで中止	2,240	つどい77人 屋久島26人	-	つどい61人 屋久島26人	-	つどい233人 屋久島52人
	(5) 名樹とのふれあい事業	県指定の特別保護樹木等の保全		保全箇所数	1,315	6箇所	-	5箇所	1,118	3箇所	-	8箇所	-	22箇所
	5 「森の子学校」体験活動推進事業	森林・林業教育プログラム実践		体験学校数	-	-	5,129	10校	5,134	15校	6,181	15校	16,444	40校
	6 森林環境学習促進事業	森林環境学習会・指導者養成研修会の実施		受講者数	4,410	486人	3,159	535人	3,508	619人	3,654	200人	14,731	1,840人
7 未来の環境を守る人づくり事業	自然体験学習・アドバイザー派遣の実施	生活環境部 環境政策課	受講者数	2,439	7,822人	2,212	8,169人	2,442	10,363人	2,981	10,412人	10,074	36,766人	
8 全国育樹祭開催事業	第45回全国育樹祭開催にかかるみどりの少年団活動への助成	農林水産部 全国育樹祭推進室	活動発表大会参加団体数	3,154	5団	3,606	12団	-	-	-	-	6,760	17団	
9 次世代農林水産業の担い手確保育成事業	日田林工高校林業科での研修実施	教育庁 高校教育課	研修回数	159	2回	1,166	4回	1,477	4回	2,461	5回	5,263	15回	
10 特別支援教育振興事業	特別支援学校に木製遊具を導入	教育庁 特別支援教育課	導入校数	-	-	-	-	2,591	15校	-	-	2,591	15校	
11 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業	ユネスコエコパーク内の公園施設整備	生活環境部 自然保護推進室	整備箇所数	503	R4に繰越	2,250	2箇所	1,202	1箇所	1,750	R7に繰越	5,705	3箇所	
12 森・川・海つながり実感!プロジェクト	第43回全国豊かな海づくり大会に向けた、子ども達の体験ツアー	農林水産部 漁業管理課	体験児童数	-	-	-	-	1,240	45人	4,500	85人	5,740	130人	
事業費小計					45,693		44,616		61,394		61,854		213,557	
事業費合計					299,205		298,664		325,890		371,427		1,295,186	

(別紙)

森林整備にかかる地方公共団体の超過課税の導入状況

区分	団体名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	超過課税(府県民税等均等割)の税率		R6税収額 (見込み) (億円)
					個人	法人	
導入済 計37府県 及び1市	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	1,000円/年	均等割額の10%増	7.2
	宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	1,200円/年	均等割額の10%増	16.0
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	800円/年	均等割額の8%増	4.5
	山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	1,000円/年	均等割額の10%増	6.6
	福島県	福島県森林環境税	H18.4	H17.3	1,000円/年	均等割額の10%増	11.7
	茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	1,000円/年	均等割額の10%増	17.9
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	700円/年	均等割額の7%増	8.9
	群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	700円/年	均等割額の7%増	8.7
	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	H17.10	均等割:300円/年※	なし	42.0
	富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	500円/年	均等割額の5~12.5%増	3.9
	石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	3.7
	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	500円/年	均等割額の5%増	2.9
	長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増	6.9
	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	1,000円/年	均等割額の10%増	12.5
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	400円/年	均等割額の5%増	10.0
	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	500円/年	均等割額の5%増	24.3
	三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	1,000円/年	均等割額の10%増	11.0
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	800円/年	均等割額の11%増	7.3
	京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	600円/年	なし	7.1
	大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	300円/年	なし	11.0
	兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	800円/年	均等割額の10%増	26.0
	奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	3.8
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	500円/年	均等割額の5%増	2.7
	鳥取県	豊かな森づくり協働税	H17.4	H16.3	500円/年	均等割額の5%増	1.7
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	500円/年	均等割額の5%増	2.0
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	500円/年	均等割額の5%増	5.9
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	8.9
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	4.0
	愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	700円/年	均等割額の7%増	5.5
	高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	500円/年	500円/年	1.7
	福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	15.3
	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増	2.5
	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	3.9
	熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	5.2
	大分県	大分県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	3.3
	宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	500円/年	均等割額の5%増	3.2
	鹿児島県	みんなの森づくり県民税	H17.4	H16.6	500円/年	均等割額の5%増	4.5
横浜市	横浜みどり税	H21.4	H20.12	900円/年	均等割額の9%増	29.4	
導入済の37府県及び1市の税収合計							353.6

※神奈川県は、県民税の均等割に加えて所得割への上乗せ(0.025%)を実施している。

※富山県は、資本金等の額に応じて定額で課税。

※超過課税を導入した府県の多くは5年間の措置としているが、全ての導入県において期限到来時に延長を行っている。

※各府県等から聞き取りにより林野庁作成。(令和6年4月1日時点)

○森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

平成十七年三月三十一日

大分県条例第十二号

改正 平成一七年七月一一日条例第四〇号

平成二〇年四月三〇日条例第二六号

平成二二年六月二五日条例第二〇号

平成二二年一月二〇日条例第三九号

平成二四年三月三〇日条例第四号

平成二七年一月二四日条例第四七号

令和二年一月一八日条例第四七号

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、森林資源の確保並びに現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(平二二条例三九・一部改正)

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から令和七年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(平二二条例三九・平二七条例四七・令二条例四七・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十三条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（平成十七年大分県条例第十二号）第三条第一項」とする。

(平二〇条例二六・平二二条例二〇・平二二条例三九・平二七条例四七・令二条例四七・一部改正)

(基金への積立て)

第四条 知事は、この条例の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、森林環境の保全のための基金に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(平一七条例四〇・旧附則・一部改正)

(個人の県民税に関する特例)

2 平成十八年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十六条」とあるのは「大分県税条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第四十号）附則第三項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十六条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四〇・追加)

3 平成十九年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十六条」とあるのは「大分県税条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第四十号）附則第五項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十六条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四〇・追加)

4 県税条例附則第七条の三の三の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは、「附則第七条の三の三」とする。

(平二四条例四・追加)

附 則（平成一七条例第四〇号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中大分県税条例第五十七条の改正規定、同条例附則第十条及び第十一条の改正規定並びに第二条の規定並びに附則第七項の規定 平成十八年四月一日

附 則（平成二〇年条例第二六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）及び第二条の規定による改正後の森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(補則)

- 11 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の適用に関し必要な事項その他のこの条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成二二年条例第二〇号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年条例第四七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第四七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

○大分県森林環境保全基金条例

平成十八年三月三十日

大分県条例第二十六号

大分県森林環境保全基金条例をここに公布する。

大分県森林環境保全基金条例

(設置)

第一条 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号。以下「森林環境税条例」という。)第一条に規定する森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策を推進するため、大分県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、森林環境税条例第四条の規定により基金に積み立てる額として一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

森林・林業関係用語の解説

*1 民有林（みんゆうりん）

個人、地方公共団体などが持ち主の森林。国が持ち主である国有林以外の森林のこと。民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区分有等）がある。

*2 人工林（じんこうりん）

苗木の植栽や播種で人為的に更新された森林。

*3 木材産業（もくざいさんぎょう）

木材を原料とした加工・流通に関連する生産業・販売業の総称。

*4 拡大造林（かくだいぞうりん）

天然林を伐採した跡地や原野などの人工林ではない場所を人為的に更新して、人工林にすること。

*5 植栽（しょくさい）

苗木を植えること。

*6 林齢（りんれい）

森林の年齢のこと。人工林は苗木を植えた年を「1年生」として、以下「2年生」、「3年生」…と数える。

*7 森林資源（しんりんしげん）

森林から採取して生活に用いられる有用な材料や原料となるものをいう。具体的には製材、紙、パルプなどに用いられる木材、落葉や枝を含めた薪や炭などの燃料材、きのこ、薬草、木の実、竹、樹皮、樹液、枝、繊維、染料などの市場で取引される商品が該当する。

*8 造林（ぞうりん）

森林を造成・育成する作業全般のこと。なお、「造林面積」は一般的に植栽面積のみを指す。

*9 素材（そざい）

木を切り倒し、枝を払い、用途に応じた長さに切って生産された丸太のこと。

*10 天然林（てんねんりん）

周囲の樹木から運ばれてきた種子が発芽・成長して形成された森林。自然の力によって成り立った森林であり、人工林に対して使われる言葉である。

*11 齢級（れいきゅう）

森林の年齢を5年単位で区分したもの。例えば、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

*12 森林整備（しんりんせいび）

森林の機能を維持・向上させるために、植栽、下刈り、間伐などの作業を行うこと。

***13 森づくり（もりづくり）**

森林を整備し、森林が持つ機能を維持・向上させる活動全般のこと。

***14 森林資源の循環利用（しんりんしげんのじゅんかんりょう）**

樹木を伐採し、建築用材等として利用し、伐採後は跡地に木を植えて育てる。この「伐る→使う→植える→育てる」サイクルのこと。

***15 特用林産物（とくようりんさんぶつ）**

森林において産出された産物で、木材を除く品目の総称のこと。

***16 里山林（さとやまりん）**

集落の近くにある森林の総称。地域住民が日常生活の中で、生活用燃料や堆肥を作るための落ち葉の採取等に利用しているか、利用していた森林。

***17 森林ボランティア（しんりんぼらんていあ）**

自主的に森づくり活動に参加する人たちのこと。

***18 森林ESD（しんりんいーえすでいー）**

Education for Sustainable Development（森林の持続可能な開発を進めるのに必要な教育）の略。森林・林業の課題解決につながる行動や考えを生み出し、持続可能な森林・林業を目指す学習や活動のことをいう。

***19 急傾斜地（きゅうけいしゃち）**

傾斜度が概ね35度以上の土地を指し、一般的な崖のこと。

***20 流木（りゅうぼく）**

豪雨災害等により、河川に流れ出した樹木のこと。

***21 尾根部（おねぶ）**

谷と谷に挟まれた山地の一番高い部分の連なっている場所。

***22 木材生産（もくざいせいさん）**

森林から木材を切り出して利用可能な状態にする作業のこと。

***23 皆伐（かいばつ）**

一定面積の木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

***24 再造林・再植林（さいぞうりん・さいしょくりん）**

人工林を伐採した跡地に再び苗木を植栽し、森林を造成すること。

***25 公益的機能（こうえきてききのう）**

経済的な価値以外に、社会全体に恩恵をもたらす機能のこと。森林の持つ公益的機能には土砂の流出防止機能や地球温暖化防止機能、水を蓄える機能、多様な生物の生息の場としての働き、保健・レクリエーションの場を提供する働き、自然景観や歴史的風景を構成する働きなどがある。

***26 天然更新（てんねんこうしん）**

自然に落下した種子や切り株からの萌芽を育てて森林を更新する方法。

***27 広葉樹（こうようじゅ）**

葉が広く平たい形をしている樹木のこと。例としてはナラ、クヌギ、サクラ、モミジがある。

***28 剥皮被害（はくひひがい）**

シカ等が樹木の幹に角をこすりつけることや樹木の皮を食べることで樹皮が剥がされる被害のこと。樹皮が剥がされることで、木材にした際の材質の低下や樹木の枯死が生じる。

***29 萌芽（ほうが・ぼうが）**

伐採後の切り株から新たな芽が出ること。主にクヌギやコナラなどの広葉樹で見られ、萌芽が成長して森林になることを萌芽更新という。

***30 食害（しょくがい）**

動物によって、木が食べられる被害のこと。

***31 捕獲報奨金（ほかくほうしょうきん）**

農林作物に被害を及ぼす鳥獣を捕獲した際に、自治体から支払われるお金のこと。

***32 合板（ごうはん）**

丸太から薄板をつくり、繊維方向を交互にして接着剤で貼り合わせた板のこと。

***33 集成材（しゅうせいざい）**

一定の大きさに切断した板を乾燥させ、節や割れなどの欠点となる部分を取り除き、接着剤で結合した木材のこと。木材の良い部材を貼り合わせて作られるため、一定の品質を確保でき、反りや割れなどが少ない。

***34 木質バイオマス発電（もくしつばいおますはつでん）**

木の樹皮やおがくず、チップなどをボイラーで燃焼して電力と蒸気を取り出す発電をいう。

***35 主伐（しゅばつ）**

森林の世代交代のために行う伐採のこと。

***36 林業経営（りんぎょうけいえい）**

森林を生産基盤として林産物（主に木材）の生産・販売などをする営みのこと。

***37 育林（いくりん）**

森林を育て、維持していくための活動全般のこと。

***38 簡易作業路（かんいさぎょうろ）**

森林内で木材を搬出するために、一時的に設ける簡素な作業用の道路。

***39 伐木・伐竹（ばつぼく・ばっちく）**

樹木や竹林を伐採する作業のこと。

***40 樹勢（じゅせい）**

木の生育状態や成長の勢いのこと。具体的には枝葉の伸び方、葉の色、幹の太さ、根の張り具合など木の健康状態や成長力を指す。

***41 多面的機能（ためんてききのう）**

社会全体に恩恵をもたらす様々な機能のこと。森林の持つ多面的機能は公益的機能に木材生産機能を合わせたものである。

***42 全国育樹祭（ぜんこくいくじゅさい）**

昭和52年以来、全国各地の緑化関係者等が参加し、皇族殿下によるお手入れや参加者による育樹活動等を通じて、森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されている行事のこと。

***43 緑化活動（りょっかかつどう）**

植物を育成することによって、生活環境の改善や景観を良くする活動のこと。

***44 森林レクリエーション（しんりんれくりえーしょん）**

森林をフィールドとして、保健・文化・教育的な活動をすること。例えば、森林浴、森林散策、トレッキング、登山がある。

***45 荒廃森林（こうはいしんりん）**

手入れがなされず荒れた森林のこと。

***46 大径材（たいけいざい）**

一般的に直径が30cm以上の丸太のこと。

***47 製材施設（せいざいしせつ）**

丸太を建築材料や家具材に加工する施設のこと。

***48 適寸材（てきすんざい）**

丸太を製材する際に、特定の用途に適した寸法に切り出された木材のこと。特に柱材として使用する丸太の場合、末口直径（丸太の細い方の直径）が14cm以上18cm未満のものを「柱適寸丸太」と呼ぶ。

***49 高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）**

従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化や身体への負担の軽減等の性能が著しく高い林業機械のこと。主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワード、タワーヤーダ、スイングヤーダがある。

***50 認定林業事業体（にんていりんぎょうじぎょうたい）**

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、「雇用管理の改善と事業の合理化に関する改善計画」を作成し、知事の認定を受けた事業主のことで、大分県での独自呼称。

***51 主伐生産性（しゅばつせいさんせい）**

主伐における労働生産性のこと。具体的には、1人1日あたりに生産できる素材の量を指す。

***52 狩猟免許（しゅりょうめんきょ）**

「鳥獣保護管理法」に基づき、知事が発行する狩猟を行うために必要な免許のこと。

***53 カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）**

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする取り組みのこと。温室効果ガスの排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出量を削減するだけでなく、吸収量や除去量を増やすことで、差し引きゼロを目指している。

***54 パリ協定（ぱりきょうてい）**

2015年に採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組のこと。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量を減少に転じ、21世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることを長期目標としている。

***55 経営放棄林（けいえいほうきりん）**

適切に管理されていない森林や手入れが行き届いていない森林のこと。

***56 間伐（かんばつ）**

森林の成長に合わせて木々の密度を調整するために、一部の木を伐採すること。

***57 更新伐（こうしんばつ）**

森林や樹木などの世代交代を目的とした伐採のこと。

***58 針広混交林（しんこうこんこうりん）**

針葉樹と広葉樹が混ざりあった森林。

***59 保健休養林（ほけんきゅうようりん）**

森林の持つ心身の健康を保つ効果を活かすために、国や地方自治体によって指定された森林のこと。

***60 針葉樹（しんようじゅ）**

針のような葉をもった樹木のこと。例としてはスギ、ヒノキ、マツがある。

***61 下層植生（かそうしょくせい）**

森林の中で、高木層や亜高木層（中高木）の下に生育する植物群のこと。

***62 防護柵（ぼうごさく）**

野生鳥獣による樹木や農作物の被害を防ぐために設置する柵のこと。林業においてはステンレスや強化繊維を編み込んだ網を用いるものが多く、支柱に網を結束し、ピンで地面に固定して設置する。

***63 未整備森林（みせいびしんりん）**

間伐などが行われていない手入れ不足の森林のこと。

***64 林業適地（りんぎょうてきち）**

林業経営を行う上で望ましい自然的・社会的な条件を備えた場所のこと。具体的には、路網からの距離が近く、森林資源のまとまりがあることなどがあげられる。

***65 早生樹（そうせいじゅ）**

初期の樹高成長量や伐採までの材積成長量が大きな樹種の総称。大分県では、成長が早く花粉が少ないスギ・ヒノキの品種も含む。

***66 J-クレジット制度（じえい-くれじつとせいど）**

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を「クレジット（信用）」として国が認証する制度。

***67 SDGs（えすでいーじーず）**

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年の国連サミットで採択された持続可能な社会を実現するための2030年時点の達成目標であり、17の目標と169のターゲットから構成されている。

【参考文献】

1 令和5年度大分県林業統計

大分県林務管理課HP「大分県林業統計」

2 森林・林業統計要覧2024

林野庁HP「森林林業統計要覧」

3 おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024【令和6年9月策定】

大分県農林水産企画課HP「大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」」

4 大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」

大分県政策企画課HP「大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」～新しいおおいたの共創～」

5 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第3期）

大分県森との共生推進室HP「鳥獣保護管理事業」